

台風第 19 号 関連情報  
民間賃貸借上げ住宅について



ターゲット 13.1

令和元年 10 月 25 日  
郡山市建設交通部  
住宅政策課  
TEL：924-2631

【10/25 21:00 送信】

台風 19 号に係る民間賃貸借上げ住宅について、受付を開始しましたのでお知らせします。  
詳しくは、下記ウェブサイトをご覧ください。

【民間賃貸借上げ住宅について】

災害により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、  
県が民間賃貸住宅を借上げて無償で提供します。

※詳細は、お問合せください。

【活用できる方】

以下の全ての要件を満たす世帯

- (1) 災害時点において、災害救助法の適用を受けた市町村に居住する方
- (2) 次の要件のいずれかを満たす方
  - ①住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方
  - ②半壊（大規模半壊含む）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
  - ③二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方
- (3) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

【借上げ住宅の条件】

以下の全ての要件を満たすこと

- (1) 貸主から同意を得ているもの
- (2) 昭和 56 年以降に建設された住宅、もしくは耐震診断、耐震改修等により安全性が確認された住宅であること。
- (3) 家賃が、1 箇月当たり 6 万円以下（対象世帯が 5 名以上（乳幼児を除く）である場合にあっては 9 万円以下）であること。

【受付場所】 被災者支援総合窓口（市役所本庁舎 2 階正庁 TEL. 0800-800-5333）

【お問合せ】 住宅政策課（市役所本庁舎 3 階 TEL. 924-2631）